

経済環境の変化と繰延税金資産の回収可能性の判断

～事例分析からの知見～

中島 稔哲, 中嶋 歩, 成本 弘治, 柴原 啓司, 重田象一郎
渡邊 和哉, 立石 政人, 瀧上 直人, 江刺 一浩, 大西 洋平
二宮 基, 花井 仁志, 岡野 光樹

要 旨

本稿は、将来予測が繰延税金資産の回収可能性の判断にどのような影響を及ぼしたのかを、世界的な不況の影響を多大に受けている自動車業界および自動車部品業界を対象に分析し、個別具体的な考察を行うとともに、内在する問題点の検討を行っている。この将来の業績予測は企業が独自に行うものであることから、本来的に、客観的な判断が要求されるべきであり、また、現在の開示情報だけでは企業が回収可能性の判断をどのように行っているのかが識別困難であり、開示情報量の充実の必要性も指摘しうる。

I はじめに

2008年に発生した米国サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱により、世界経済は深刻な後退局面に陥り、日本の実体経済にも著しい影響を与えることとなった。日本企業を取り巻く経済環境は著しく悪化し、先行きが不透明な状況に陥る中、会計上の検討課題の1つとして繰延税金資産の回収可能性が挙げられる。なぜなら、繰延税金資産が回収可能ではないと判断される場合には、その金額を取崩す必要があり、その取崩しの影響により巨額の損失を計上する事例が生じることとなり、とりわけ、2009年3月期は、将来の課税所得を確保できないと判断した多くの企業において、繰延税金資産の巨額の取崩しが行われている。

繰延税金資産は、将来減算一時差異および繰越欠損金等（以下、将来減算一時差異等という。）に対して認識されるものであり、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、法人税等の未収額に相当することから、資産としての性格を有するものと考えられている。「税効果会計に係る会計基準」が、将来減算一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において法人税等の支払額の減額が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産として

計上しなければならないと規定する一方で、「繰延税金資産については、将来の回収の見込みについて毎期見直しを行わなければならない。」(二 1)と規定しているように、繰延税金資産の回収可能性すなわち資産性を検証することは最重要課題である。

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異等の解消時に課税所得が存在しているか否かに基づいて判断されるため、企業の将来の収益力や業績予想等といった将来予測の妥当性を検討することが要求される。その結果、将来減算一時差異等を上回る将来の課税所得が稼得されないと判断された場合には、繰延税金資産計上額のうち回収の見込まれない金額に対して評価性引当額を設定(認識を中止)し、税金費用の増加として処理することとなる。

このように、繰延税金資産の回収可能性の判断においては、将来予測の重要性が極めて高いものとなっている。ここに、会計実務上、困難な問題が所在していると考えられる。すなわち、将来の収益力や業績等の将来予測は、経営者の意思に委ねられており、未確定事項が多く含まれているため、その合理性を客観的に判断することが極めて困難である。ひいては、将来予測に恣意性(裁量)が介入すると、財務諸表の信頼性が大きく損なわれることにもなる。

本稿は、将来予測が繰延税金資産の回収可能性の判断にどのような影響を及ぼしたのかを、世界的な不況の影響を多大に受けている自動車業界および自動車部品業界を対象とした事例分析により個別具体的な考察を行うとともに、内在する問題点の検討を行うことを目的とするものである。以下では、まず、繰延税金資産の回収可能性の判断に関する米国基準、国際会計基準および日本基準を概観するとともに、各基準を比較の上、日本基準の特徴を抽出する。次いで、有価証券報告書等の開示情報に基づいて、自動車業界および自動車部品業界の業績動向および繰延税金資産の計上内容を示した上で、トヨタ自動車(株)およびシロキ工業(株)の繰延税金資産の回収可能性の判断等の検討を行う。最後に、この事例分析からの知見、ならびに内在する問題点の指摘を行う。

II 繰延税金資産の回収可能性の判断規準

1 米国基準

米国においては、財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board : FASB)が公表したFASB会計基準編纂書(Accounting Standards Codification : ASC) 740『法人所得税』[2009](旧財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standards)第109号『法人所得税の会計処理』[1992])に従って繰延税金資産の回収可能性の検討を行うこととなっている。繰延税金資産の回収可能性の判断における課税所得の源泉は、①現

存する将来加算一時差異の解消、②将来加算一時差異の解消を除く将来の課税所得、③欠損金の繰戻が認められる場合には、過年度の課税所得、④タックス・プランニングである(ASC 740-10-30-18)。

ASC 740は、繰延税金資産が回収されない可能性が50%以上 (more likely than not) の場合には、評価性引当額を設定しなければならないこととしているが(ASC 740-10-30-5)、設定の要否に関する詳細な規定を定めていない。ただし、実務の手順としては、①すべての一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の算定、②欠損金の繰戻が認められる場合には、過年度の課税所得の算定、③一時差異の解消パターンとタイミングの一般的理解、④現存の将来加算一時差異または欠損金の繰戻が認められる場合には、過年度の課税所得での回収可能性の判定、⑤将来加算一時差異の解消を除いた課税所得の算定、⑥課税所得の稼得についての比較的強い積極的証拠の有無の判定、⑦タックス・プランニングによる回収可能性の判定、⑧その他の事項、を考慮することが考えられる。

評価性引当額の設定の要否を証拠の重要度に基づいて判断する場合には、全ての積極的証拠と消極的証拠を比較考量することが必要であるが(ASC 740-10-30-17)、欠損金の繰戻が認められており、過年度に課税所得が存在している場合のように、課税所得の源泉についての積極的証拠に基づき評価性引当額の設定が不要と結論付けることができる場合には、他の課税所得の源泉についての検討は不要となる。

しかし、近年に損失を累積している(通常、過去3年間の税引前利益の合計で判断する。)といった消極的証拠がある場合には、評価性引当額の設定を不要と判断することは困難となる。このほか、消極的証拠の例としては、過去において繰越欠損金や繰越税額控除が繰越期限切れにより未使用となった実績、現在は利益を計上しているが近い将来に損失の計上が予想される等が挙げられる。

このような消極的証拠があるにもかかわらず、評価性引当額の設定は不要であると結論付けることのできる積極的証拠の例としては、既存の販売価格と原価構造に基づき繰延税金資産の回収が可能となる十分な課税所得を生み出す既存の契約や確定受注残高、過去において利益が発生していることから、将来減算一時差異等により生じた損失が非経常、かつ、異常であり、継続する状況ではないこと等がある。ただし、消極的証拠が多くなるに従って、繰延税金資産の一部または全部について評価性引当額の設定を不要と結論付けることは困難となり、それを打ち消すためには多くの積極的証拠を必要とする。

2 国際会計基準 (国際財務報告基準)

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) による国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS) においては、IAS 第12号『法人所

得税』[2000] (IAS 12) に従って繰延税金資産の回収可能性の検討を行う。

IAS 12では、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生ずる可能性が高い (probable) 範囲内で、全ての将来減算一時差異について認識しなければならず (par. 24)、また、将来の課税所得が稼得される可能性を報告日ごとに検討し、繰延税金資産を再査定する必要がある (par. 37)。繰延税金資産の回収可能性の検討に際しては、次の要素を考慮する。

- ① 将来減算一時差異の解消が見込まれる期、または、繰越欠損金および繰越税額控除の繰越期限内に解消する十分な将来加算一時差異を有しているか否か (par. 8)。
- ② 十分な将来加算一時差異が無い場合には、将来減算一時差異の解消が見込まれる期、または、繰越欠損金および繰越税額控除の繰越期限内に、十分な課税所得を稼得する可能性が高いか否か (par. 29(a))。なお、将来の課税所得を稼得するかどうかを判断するに際しては、将来の期に解消すると予想される将来加算一時差異により生じる課税所得は含めない。
- ③ 課税所得を発生させるタックス・プランニングの実行が企業にとって可能であるか否か (par. 29(b))。

上記の検討の結果、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生ずる可能性が高いと判断される部分について、繰延税金資産を認識する。繰越欠損金等から生ずる繰延税金資産を認識するための要件は、将来減算一時差異から生ずる繰延税金資産を認識するための要件と同じであるが、繰越欠損金の存在自体が、将来に課税所得が稼得されないという強い証拠となるため、近年に損失を経験した企業においては、十分な将来加算一時差異を有するか、あるいは将来に十分な課税所得が稼得されるといった、他の信頼すべき根拠が存在する範囲内でのみ繰延税金資産を認識することとなるため、より慎重な判断が必要になると考えられる。

3 日本基準

わが国における基本的な考え方としては、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(「実務指針」) に示されている、①収益力にもとづく課税所得の十分性、②タックス・プランニングの存在、および③将来加算一時差異の十分性という要件により繰延税金資産の回収可能性の判断をする。

さらに、日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(「監査上の取扱い」) に基づいて、実務上、繰延税金資産の回収可能性の検討が行なわれる。この「監査上の取扱い」は、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、監査上留意すべき事項を取りまとめたものであり、本来であれば会計監査

人の判断指針としての利用が想定されるものであるが、慣行上、会計実務においても判断規範として利用されている。

「監査上の取扱い」は、将来年度の会社の収益力を客観的に判断することは実務上困難な場合が多いため、会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として、将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する指針を示している。具体的には、会社の過去の業績等に基づいて会社を区分し、それぞれの会社区分ごとに繰延税金資産の回収可能性を判断することとなる。各会社区分の内容および繰延税金資産の回収可能性の判断は【図表1】のとおりである。

【図表1】 「監査上の取扱い」における各会社区分の内容および繰延税金資産の回収可能性の判断

① 期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等	
将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期（当期及びおおむね過去3年以上）計上している会社等で、その経営環境に著しい変化がない場合	繰延税金資産の全額について、その回収可能性があると判断
② 業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等	
当期及び過去（おおむね3年以上）連続してある程度の経常的な利益を計上しているような場合	一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産について、その回収可能性があると判断
③ 業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等	
過去の経常的な損益が大きく増減しているような会社の場合	将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度とした、当該期間内の一時差異等のスケジューリングに係る繰延税金資産について、その回収可能性があると判断
④ 重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等	
期末に重要な税務上の欠損金が存在する会社、過去（おおむね3年以内）に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があった会社、又は当期末において重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社の場合 翌期末において重要な税務上の繰越欠損金の発生が見込まれる場合	翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリングに係る繰延税金資産について、その回収可能性があると判断
ただし、前述の場合で、重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を毎期計上している場合	将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度とした、当該期間内の一時差異等のスケジューリングに係る繰延税金資産について、その回収可能性があると判断
⑤ 過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等	
過去（おおむね3年以上）連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社で、かつ、当期も重要な税務上の欠損金の計上が見込まれる場合	将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産の回収可能性はないものと判断

なお、退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異のように、スケジューリングの結果、その将来解消年度が長期となる将来減算一時差異については、①、②、③および④ただし書きの会社の場合、その回収可能性があるとして判断し、④（ただし書の場合を除く。）の場合、翌期における解消額について、その回収可能性があるとして判断する。なお、⑤の会社の場合には、その回収可能性はないものとして判断し、また、債務超過の状況にある会社や資本の欠損の状況が長期にわたっている会社で、かつ、短期間に当該状況の解消が見込まれない場合にも、これと同様に取り扱うものとする。

4 各基準の異同点

米国基準、国際会計基準および日本基準（「実務指針」）はともに、繰延税金資産の回収可能性の判断における課税所得の源泉として、①将来における課税所得の稼得、②将来加算一時差異の解消、③タックス・プランニングを掲げ、同様の判断基準を設けているものと言える。

ただし、国際会計基準は、評価性引当額の設定の要否を判断する際の詳細な指針は定めていない。また、米国基準も詳細な規定を設けておらず、積極的証拠と消極的証拠を比較考量して決定するものとしており、その判断材料として近年の累積損益などの業績要因が利用されている。これらに対して、我が国では、「監査上の取扱い」において会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準とした繰延税金資産の計上限度額について一定の規定が設けられている点に特徴が見出される。

III 自動車業界における繰延税金資産の回収可能性の判断

1 自動車業界の状況

(1) 世界的不況の影響

自動車メーカーの業界動向の分析は、トヨタ自動車(株)（トヨタ）、日産自動車(株)、本田技研工業(株)（本田技研）、マツダ(株)、スズキ(株)の5社を対象としている。なお、個別財務諸表は5社ともに日本基準に準拠して作成しているが、連結財務諸表においては、トヨタと本田技研は米国基準に準拠しており、残り3社は日本基準に準拠して作成している¹⁾。

5社の売上高合計は、【図表2】のとおり、2008年3月期まで連結ベースおよび単体ベースともに成長を続けてきたが、2008年秋のサブプライムローン問題に端を発する世界的な不況の影響を受けて売上は大きく下振れしており、2009年3月期は減少に転じている。また、営業損益合計に着目すると、2008年3月期までの高水準な営業利益に対して、2009年3月期は赤字に転落しているように、自動車業界に対する経済危機の影響はより顕著である。

ここで、2009年3月期の売上高合計は、連結ベースであれば2006年3月期に、単体ベースであれば2005年3月期に近い水準にあるにもかかわらず、営業損益合計は大きくその各期の水準を下回っている点は注目に値する。この要因として、製品の販売単価の下落（粗利幅の縮小）、コスト削減を狙った大規模設備投資による固定費の増加（損益分岐点の上昇）等が推測される。

【図表2】 自動車メーカー5社合計の売上高および営業損益の推移

○売上高合計の推移 (単位：百万円)

	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
連結ベース	40,839,043	46,039,473	51,914,968	56,094,520	44,518,575
単体ベース	19,759,014	12,466,762	23,478,528	24,586,441	19,242,907

○営業損益合計の推移 (単位：百万円)

	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
連結ベース	3,354,756	3,856,388	4,158,933	4,325,866	△360,744
単体ベース	1,158,735	1,456,491	1,682,702	1,548,014	△662,827

(2) 自動車業界全体としての繰延税金資産の取崩状況

【図表3】 のとおり、連結ベースでは、繰延税金資産合計は過去5年間に一貫し

【図表3】 自動車メーカー5社合計の繰延税金資産および評価性引当額の推移

○連結ベース (単位：百万円)					
	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
繰越欠損金*1	139,167	149,941	145,677	158,531	535,593
繰延税金資産合計*2	2,556,209	2,711,430	2,910,361	2,954,316	3,571,708
評価性引当額	△216,469	△224,851	△229,372	△226,188	△473,234
引当割合*3	8.5%	8.3%	7.9%	7.7%	13.2%
繰延税金資産純額	2,339,740	2,486,579	2,680,989	2,728,128	3,098,474
○単体ベース (単位：百万円)					
	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
繰越欠損金*1	—	—	—	—	82,510
繰延税金資産合計*2	1,397,745	1,430,368	1,507,290	1,448,680	1,634,247
評価性引当額	△206,942	△206,366	△239,102	△266,795	△505,430
引当割合*3	13.1%	14.4%	15.9%	18.4%	30.9%
繰延税金資産純額	1,190,801	1,224,001	1,268,185	1,181,882	1,128,815

*1 繰越欠損金に係る繰延税金資産の金額であり、繰延税金資産のうち数

*2 繰越欠損金を含む一時差異等に係る繰延税金資産の金額

*3 引当割合 = 評価性引当額 ÷ 繰延税金資産合計

て増加傾向にあり、特に2009年3月期の増加は著しい。この増加額のうち約60%が繰越欠損金の増加によるものであり、主に景気の悪化に伴い連結子会社において欠損金（マイナスの課税所得）が多額に発生したことがわかる。

これに対して、繰延税金資産の回収不能見込額（評価性引当額）は、2008年3月期までは一定水準で推移しているものの、2009年3月期において倍増している。繰延税金資産合計に対する評価性引当額の割合（引当割合）は、2008年3月期までは微減傾向であったにもかかわらず、2009年3月期は前年比5.5ポイントと大幅に上昇している。この増加額は単体ベースでの増加額と近似していることから、親会社単体決算での評価性引当額の増加が、連結ベースでの評価性引当額の増加に影響している可能性が高いことを示唆する。

一方、単体ベースで見た場合、2009年3月期の繰延税金資産合計の増加は、連結ベースよりも緩やかである。これは、連結ベースに比べ、繰越欠損金の増加が少ないことが要因として考えられる。ただし、評価性引当額の増加額が繰延税金資産の増加額を上回っており、さらに、繰延税金資産合計に対する評価性引当額の割合も前年比12.5ポイントと上昇しており、連結ベースよりも上昇幅が大きいことは注目に値する。これは、事業環境の不透明さが増す中で、将来の収益力を従来よりも厳しく見積もったことを示唆するものと考えられる。

3 トヨタの分析

(1) 業績

トヨタの業績の推移に関しては、【図表4】のとおり、業界全体のトレンドとほぼ一致していると言える。

【図表4】 トヨタの売上高および営業損益の推移

○売上高の推移

(単位：百万円)

	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
連結ベース	18,551,526	21,036,909	23,948,091	26,289,240	20,529,570
単体ベース	9,218,386	1,091,838	11,571,834	12,079,264	9,278,483

○営業損益の推移

(単位：百万円)

	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
連結ベース	1,672,187	1,878,342	2,238,683	2,270,375	△461,011
単体ベース	701,390	847,998	1,150,921	1,108,600	△187,918

売上高は、連結ベースおよび単体ベースともに2008年3月期までの4年間は一貫して成長を続けているものの、2009年3月期には連結ベースおよび単体ベースともに、前年比20%以上の大幅減少となっている。さらに、営業損益についても、連結ベースでは2008年

3月期、単体ベースでは2007年3月期をピークとして好調な業績であるが、2009年3月期には連結ベースおよび単体ベースともに赤字転落という結果になっている。

(2) 繰延税金資産の内容および連単比較

2009年3月期における繰延税金資産の主な内容は、【図表5】のとおりである。連結ベースでは「税務上の繰越欠損金」、「未払退職・年金費用」、「製品保証引当金等」、「有形固定資産その他の資産」が主な項目であり、繰延税金資産合計の3分の2近くを占めている。一方、単体ベースでは「有価証券」、「未払費用」、「退職給付引当金」、「製品保証引当金」の項目で同じく3分の2近くを占めている。

【図表5】 トヨタの税効果会計関係の注記内容等

(単位：百万円)

(単位：百万円)

連 結 ベ ー ス	2008年3月期	2009年3月期	単 体 ベ ー ス	2008年3月期	2009年3月期
税務上の繰越欠損金	54,368	290,044	有 価 証 券	198,486	279,964
未払退職・年金費用	156,924	288,849	未 払 費 用	85,855	81,802
製品保証引当金等	205,564	227,757	退職給付引当金	59,842	76,355
有形固定資産その他資産	180,922	208,983	製品保証引当金	95,202	71,062
そ の 他	530,155	578,034	そ の 他	246,520	263,686
繰延税金資産合計	1,127,933	1,593,667	繰延税金資産合計	685,910	772,872
評価性引当額	Δ82,191	Δ208,627	評価性引当額	Δ163,390	Δ352,782
引 当 割 合	7.3%	13.1%	引 当 割 合	23.8%	45.6%
繰延税金資産純額	1,045,742	1,385,040	繰延税金資産純額	420,089	420,089

連結ベースの繰延税金資産合計の金額は単体ベースの約2倍であるが、それに対する評価性引当額に関しては、連結ベースが単体ベースを下回っている。連結財務諸表の作成プロセスにおいて評価性引当額が減少していることは特徴的である。これについては、次のような要因が考えられる。

まず、評価性引当額の対象となる繰延税金資産の当初認識額（繰延税金資産合計を構成する額）が連結修正仕訳の過程で消去されていることが考えられる。例えば、単体ベースでは関係会社株式の減損処理額が評価性引当額の対象となるが、連結ベースではこのような将来減算一時差異が発生しないため、繰延税金資産自体が認識されていないことが想定される。

次に、米国証券取引委員会登録会社の場合、連結財務諸表は米国基準、個別財務諸表は日本基準に準拠して作成されていることから、回収可能性の判断が連結ベースと単体ベースで異なっていることが考えられる。すなわち、Ⅱ.(4)で見たように米国基準と日本基準

間の会計基準の差異を要因とする繰延税金資産の回収可能性の判断が異なっている可能性がある。

なお、一般的なわが国の上場企業の場合、企業会計基準委員会実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、通常、日本の親会社は日本基準、在外子会社は米国基準または国際会計基準を適用したものを連結している。これによって、1企業の連結財務諸表には複数国の会計基準に基づいた繰延税金資産が計上されている。

(3) 2009年3月における繰延税金資産の回収可能性の判断

2008年3月期までの個別財務諸表の開示情報からは、トヨタは「監査上の取扱い」における会社区分の②に分類されていると推測される。その根拠として、(i)業績が安定(好調)しており会社区分の①または②と考えられること、および(ii)将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得があるかどうか不明であるが、開示書類上、継続して評価性引当額を設定していることの2点が挙げられる。

2009年3月期において、繰延税金資産の主な内容には著しい変化は見られないが、評価性引当額が前年の2倍以上になっており、繰延税金資産合計に対する評価性引当額の割合も21.8ポイントと大幅な上昇がみられる。また、本稿には記載していないが、法定実効税率と税効果適用後の税金負担率との差異の内訳に着目すると、評価性引当額が当該差異に100%を超える影響を与えており、これは、評価性引当額の増加すなわち繰延税金資産の取崩しによる費用計上額が税引前当期純利益の金額を超過していることを示すものである。

これらの状況から、2009年3月期においては、トヨタは、会社区分の②から③へと変更した可能性がある。すなわち、トヨタは、収益力に基づく将来の課税所得の充分性に関して、「業績が安定」(会社区分②)という見通しから「業績が不安定」(会社区分③)という見通しへと判断を変更したことによって、税引前当期純利益の金額(売上高の約2%に相当する。)を超過するほどの税金費用の計上を余儀なくされた可能性がある。

なお、繰延税金資産の回収可能性の判断は会社単位で行うため、現行の開示情報に基づく、連結ベースでの分析には限界がある点に留意が必要である。トヨタの有価証券報告書によれば、連結ベースの評価性引当額は、主として繰越欠損金を有する連結子会社の繰延税金資産のうち回収が見込めない部分に対するものと考えられる。2009年3月期における繰延税金資産の増加額のうち「税務上の繰越欠損金」の増加は235,676百万円(増加全体の約50%を占める。)であるのに対し、評価性引当額の増加は126,436百万円であり、小幅になっている。全体的に、2008年3月期に比して、繰延税金資産の回収可能性の判断において、大きな見積り変更(慎重な判断)はないように読み取れる。

(4) 将来の業績予測に基づく判断

繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたっては、将来の課税所得の見積りがポイントとなる。トヨタは、2009年3月期の決算発表時における翌期（2010年3月期）の業績予想を連結・単体ともに営業損失と見込んでいることから、将来の課税所得が将来減算一時差異の解消に十分でない状態もしくはマイナス（欠損金）が2期連続するとの予測が、会
社区分変更のトリガーとなっているとも考えられる。

また、トヨタの事業の種類別セグメントの売上高構成比は、自動車90.4%、金融6.6%、
その他3.0%となっている。金融事業は、主として自動車販売に伴うローンや車両のリース
などであり、主要事業である自動車セグメントの好不調が業績を大きく左右すると推測
される。この点、単一事業への依存度が高い企業は好不調時の業績の振れ幅が大きく、事
業環境が悪化した場合に将来の業績を厳しく予測する必要性が高まるとも考えられる。な
お、同じ自動車業界であっても、自動車セグメントへの依存度が比較的低い本田技研（四
輪車事業セグメントの売上構成比76%）の翌期の業績予想として連結では営業利益を見込
んでおり、トヨタとは対照的である。

【図表 6】 トヨタの2010年3月期の第2四半期決算発表までの業績予想

開示日付	内 容				
2009年8月4日	通期業績予想修正 (単位：百万円)				
		連結売上高	連結営業利益	単体売上高	単体営業利益
	修正前	16,500,000	△850,000	7,800,000	△630,000
	修正後	16,800,000	△750,000	8,000,000	△600,000
	増収増益 ・自動車販売台数見込の増加等				
2009年11月5日	通期業績予想修正 (単位：百万円)				
		連結売上高	連結営業利益	単体売上高	単体営業利益
	修正前	16,800,000	△750,000	8,000,000	△600,000
	修正後	18,000,000	△350,000	8,200,000	△520,000
	増収増益 ・自動車販売台数見込の増加等				

トヨタは、【図表 6】のように、その後の2010年3月期の第2四半期決算発表までに、
業績予想の上方修正を2度発表している。しかし、2度の上方修正においても営業損益の
見込が黒字には至っておらず、2009年3月決算時点の判断は、事後的な検証において、将
来の実態に即した予測に基づいて行われたとすることができる。

【図表 1】に示したように、「監査上の取扱い」では、「当期」を含む業績予測によって

回収可能性を判断することになるため、過去における業績予測の精度が低く、予測と実績との乖離が大きいと、決算発表直前になって、会社区分を変更し、業績に更なる大きな影響を与えてしまう可能性があることに留意が必要である。

(5) 米国基準と日本基準との差異の影響

トヨタの単体決算は日本基準に準拠しているが、仮に連結決算と同様に米国基準を適用していた場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断は異なる結果になったのであろうか。

トヨタが過去3年間に計上した税引前当期純損益の累計はプラス（利益）であり、過去において繰越欠損金や繰越税額控除の期限切れの実績の有無は開示書類からは読み取れない。しかし、翌期は営業損失の業績予想をしていることから、近い将来に損失が予想されるという、米国基準において例示されている消極的証拠に該当する。この消極的証拠を打ち消すための積極的証拠がどれだけ存在するかによって、回収可能性の判断は異なることとなり、日本基準に拠る場合よりも、経営者の主観的な将来予測に依拠する程度が高くなる可能性がある。

また、米国基準における回収可能性の程度、すなわち「more likely than not」と日本基準での回収可能性の程度（実務の現場では、50%よりも高い確実性が要求されている。）との比較において、日本基準のほうがさらに高い確実性を要求している点も繰延税金資産の回収可能性の判断に影響すると考えられる。

そこで、2009年3月期のトヨタの単体ベースの数値と連結ベースの数値を対比してみると、単体ベースでの評価性引当額が189,392百万円増加しているのに対して、連結ベースでは126,436百万円増加しているに過ぎない。また、連結ベースでの評価性引当額が、主に連結子会社の繰越欠損金に対するものであるとの開示を勘案すると、2009年3月期における単体ベースでの繰延税金資産に対する評価性引当額の増加額の大部分は、連結ベースでは回収可能と判断されていると考えられる。このことから、日本基準のもとでは、回収可能性がないと判断し、多額の評価性引当額の設定を行ったが、米国基準のもとでは、回収可能性があるという判断となり、繰延税金資産の取崩しは行われていないとも推測できる。

IV 自動車部品業界における繰延税金資産の回収可能性の判断

1 自動車部品業界の状況

(1) 自動車業界からの影響

自動車部品メーカーの主な事業内容は、自動車メーカーに対して製造した自動車部品の販売、および関連するサービスの提供である。そのため、自動車部品業界の業績は、得意

先である自動車メーカーによる在庫調整等の影響を大きく受けることになる。つまり、自動車部品メーカーの多くは、自動車部品関連の事業がその事業活動の大部分を占めていることから、今般の世界経済の減速による市場環境の悪化の影響を受けた自動車メーカーの販売台数の著しい減少が、自動車部品メーカーの業績に大きく影響している。その結果、2009年3月期の業績は大幅に悪化し、決算短信での翌年度の業績予想においても悲観的な見方を行なわざるを得ないと言える。

(2) 自動車部品業界における繰延税金資産の回収可能性の判断

自動車部品メーカー4社（シロキ工業(株)（シロキ工業）、カルソニックカンセイ(株)（カルソニックカンセイ）、(株)デンソー（デンソー）、アイシン精機(株)（アイシン））の繰延税金資産の計上状況は、【図表7】のとおりである。同じ業界に属していながら、異なった様相が見て取れる。繰延税金資産の回収可能性の判断の異なる様相について、開示書類から具体的な理由を見出すことは極めて困難であるため、過去の業績推移という観点から、その相違の理由を検討することとする。

【図表7】 自動車部品メーカーの2009年3月期の繰延税金資産と評価性引当額等

(単位：百万円)

連結ベース	シロキ工業	カルソニックカンセイ	デンソー	アイシン
繰越欠損金	2,786	24,696	60,403	19,006
繰延税金資産合計	10,458	48,227	332,734	142,504
評価性引当額	△3,011	△45,392	△34,267	△33,954
引当割合	28.8%	94.1%	10.3%	23.8%
繰延税金資産純額	7,445	2,835	298,467	108,549

まず、カルソニックカンセイは、引当割合が非常に高いことから、繰延税金資産の回収可能性に関して保守的に判断しており、これに対して、デンソーは、本稿に記載はしていないが、スケジュールリングが困難である等の明らかに回収可能性があるとは判断し得ない部分を除き、繰延税金資産を計上しているように読み取ることができる。また、カルソニックカンセイとシロキ工業を比較すると、本稿に記載はしていないが、両社は、流動項目に係る繰延税金資産に対してほぼ100%の評価性引当額を設定しているが、固定項目である退職給付引当金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断が異なっているため、引当割合が異なっていると推測できる。これは、デンソーとシロキ工業の過去の業績が好調に推移してきたのに対し、カルソニックカンセイの過去の業績は大きく変動してきたことから、カルソニックカンセイは他社に比して保守的な判断がより強く求められた可能性が考えられる。

2 シロキ工業の分析

(1) 中期経営計画と実績との対比

【図表 8】は、シロキ工業の過去5年間および翌事業年度予想の業績推移、ならびに中期経営計画の一部（2009年3月期～2010年3月期）をまとめたものである。

【図表 8】 シロキ工業の過去5年間の業績推移、翌事業年度の業績予想、ならびに中期経営計画
(単位：百万円)

連結ベース	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期	2010年3月期
売上高(実績)	117,260	123,003	133,509	143,557	123,425	107,200
売上高(計画)	—	—	—	—	145,000	150,000
営業損益(実績)	3,037	2,019	3,182	5,058	Δ31	Δ2,000
営業損益(計画)	—	—	—	—	4,200	4,500

中期経営計画の策定時点（2008年7月15日に説明会開催）においては6期連続で過去最高売上高を更新していた状況にあったため、「売上高は1,500億円を維持し、2008年3月期の過去最高益を継続的に確保」といった内容の計画が策定されていた。しかし、その後発生した世界的金融危機による影響などを受け、2009年3月期は大幅に業績が悪化し、中期経営計画の達成には到底及ばない連結売上高、連結営業損失を計上することとなった。

このように、非常に好調に推移していた業績に基づいて策定された中期経営計画に対して大幅にマイナス方向に乖離した業績となった事実は、繰延税金資産の取崩しの判断にあたって考慮されたことが予想される。

(2) 業績予想修正の対応

【図表 9】は、2009年3月期に発表された業績予想修正の内容である。2009年3月期は業績の大幅な落ち込みにより前年度と比して減収減益となり、また翌年度の業績予測も更なる減収減益を想定している。そのため、2009年3月期に発生した繰越欠損金に対しては回収可能性がないとして繰延税金資産の計上を見送り、また、過去に計上していた繰延税金資産の一部取崩しを行うことを意思決定している。

ここにおいて注目すべき点は、第3四半期の決算作業中である2009年1月14日に通期業績予想修正を発表し、その後の2009年2月5日に第3四半期決算短信の発表と同じタイミングにて繰延税金資産の取崩し等に関連した通期業績予想修正を発表していることである。この2月5日の通期業績予想修正は、繰延税金資産の取崩し等が影響する当期純損益のみの修正であり、1月14日の通期業績予想修正の段階では繰延税金資産の取崩しに関する判断の結論が出せず、決算短信発表まで先延ばされたことが推測される。

【図表 9】 シロキ工業の業績予想修正

開示日付	内 容				
2008年10月27日	第2四半期業績予想修正 (単位：百万円)				
		連結売上高	連結純利益	単体売上高	単体純利益
	修正前	72,000	1,100	51,800	500
	修正後	71,500	1,800	53,000	800
	減収増益 ・国内における小型車・軽自動車向けの生産が堅調に推移し、北米での生産減少を吸収 ・原材料及び原油等の市場変動による影響が当期後半から発生				
2008年11月4日	通期業績予想修正 (単位：百万円)				
		連結売上高	連結純利益	単体売上高	単体純利益
	修正前	145,000	2,800	105,400	1,300
	修正後	142,000	1,900	106,000	400
	減収減益 ・北米市場の低迷に加え、世界的金融危機で市場が縮小し、円高も急激に進展しているなど、経営環境が大きく変化				
2009年1月14日	通期業績予想修正 (単位：百万円)				
		連結売上高	連結純利益	単体売上高	単体純利益
	修正前	142,000	1,900	106,000	400
	修正後	124,000	Δ800	92,500	Δ2,300
	減収減益 ・自動車メーカーの大幅な減産や為替レートの見直しなど				
2009年2月5日	通期業績予想修正 (単位：百万円)				
		連結売上高	連結純利益	単体売上高	単体純利益
	修正前	124,000	Δ800	92,500	Δ2,300
	修正後	124,000	Δ2,500	92,500	Δ4,000
	減益 ・自動車メーカーの生産が依然不透明な状況であり、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、主として当期の繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上を見送る				
2009年5月14日	通期業績予想修正 (単位：百万円)				
		連結売上高	連結純利益	単体売上高	単体純利益
	修正前	124,000	Δ2,500	92,500	Δ4,000
	修正後	123,425	Δ2,190	89,997	Δ3,856
	減収増益 ・生産の減少に合わせた生産稼働日の調整や勤務形態の見直し、生産ラインの1直稼働化への切替えなど全社的な生産調整を実施 ・役員報酬や管理職給与の削減など全社をあげて聖域なきコスト削減に取り組む				

わが国においては、繰延税金資産の計上および取崩しに関して、「監査上の取扱い」にて指針が示されているものの、最終的に将来の課税所得を見積もり、回収可能性の判断を行うのは会社であることから、より慎重な対応が必要される。

上記のケースが、社内での意思決定がより慎重に行われた結果なのか、もしくは会計監査人との間で見解が相違し、折り合いがつかないまま短信発表のタイミングまで持ち越されたのか定かではないが、会社の最終利益に直接的な影響を与える重要な判断項目であるため、慎重にならざるを得なかったことは明らかである。更にいえば、業界全体としての業績が悪化していることから、同業他社の対応にも配慮しながらの意思決定が行なわれた可能性も考えられる。

V ま と め

自動車業界および自動車部品業界の2009年3月期決算は、経済が深刻な後退局面にあることを反映したものとなっており、繰延税金資産の回収可能性の判断も、この経済環境を大きく反映したものとなっている。すなわち、企業によって対応状況に差はあるものの、悲観的な将来の業績予測等を反映した判断が行なわれ、繰延税金資産の計上見送りもしくは取崩しが行なわれているのである。ここにおいて、繰延税金資産の計上は、客観的な事実もしくは経済事象に基づいて行なわれる性質のものではなく、将来の業績予測に基づいて行なわれるという点に、他の会計領域とは異なる会計的側面を確認することができる。

これに関連して、将来の業績予測は将来のことゆえ主観的なものであることから、繰延税金資産の回収可能性が恣意的、裁量的に判断される可能性がある点も指摘することができる。この将来の業績予測は企業が独自に行うものであり、また、繰延税金資産の取崩しが業績に大きな影響を及ぼす可能性があることから、本来的に、客観的な判断が要求されるべきである。

さらに、開示情報の限界ということも指摘できる。有価証券報告書には税効果会計に関する注記事項として、繰延税金資産の内訳等が開示されるが、現在の開示情報だけでは企業が将来の業績をどのように予測し、いかなる判断に基づいて繰延税金資産の計上もしくは取崩しを行い、また、どの繰延税金資産に対して回収可能性がないと判断して評価性引当額を設定しているのか等について、特定することは困難である。企業の主観的判断に基づいて会計処理が行なわれる要素が特に強いことから、例えば、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたっての将来の業績予測に関する情報、「監査上の取扱い」の会社区分、評価性引当額の内訳情報等、開示情報の充実を図る必要性があると言える。

注

- 1) なお、中田 [2008] では、アメリカのゼネラル・モーターズ (General Motors Corporation) が取り上げられている。

参 考 文 献

- 杉山晶子 [2009] 「税効果会計規準適用の成熟期における繰延税金資産の回収可能性—2008年度法人税法に関するアンケート調査研究—」『産業経理・別冊 調査研究シリーズⅢ 税効果会計適用の変遷 (2002年～2008年)』, 121-132頁。
- 中田信正 [2008] 「繰延税金資産の脆弱性」『産業経理』第68巻第3号, 4-16頁。
- 平松一夫・井上浩一・山地範明 [2009] 『事例でわかる企業分析』東京経済情報出版。